

# 春日部労基だより

労務管理、安全衛生、労働保険等に関する情報を提供いたします。  
掲載内容についてご不明な点がある場合には、当監督署までお問い合わせください。

## ◆埼玉県最低賃金が改定されました

埼玉県最低賃金が令和4年10月1日から時間額987円に改正されました。

この改正最低賃金は、同日以降の労働から適用されています。

賃金計算ではこの改正を反映していても、求人広告・掲示での賃金額表示の変更を忘れ、求職者等から最低賃金未満の賃金で求人をしているとの誤解を招くことがありますので、ご注意ください。

国では、生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成する業務改善助成金の制度を設けていますが、この制度が拡充されました。

詳細につきましては、3・4ページ目のリーフレットをご参照ください。

この助成金に関するお問い合わせは、

埼玉労働局雇用環境・均等室（電話048-600-6210）

業務改善助成金コールセンター（電話0120-366-440）

までお願いします。

[厚生労働省最低賃金特設サイト](#)



最低賃金制度

検索

最低賃金制度に関する説明や、よくある質問に対する回答などが掲載されています。

都道府県別最低賃金額も確認できます。

## ◆労働災害が増加しています

令和3年に当署管内において労働災害で負傷された方は、死亡及び休業を4日以上要する重軽傷者のみで1872人、うち死亡された方は11人で、令和2年と比較して大きく増加しました。

残念ながら令和4年に入ってからこの増加傾向が続いており、令和3年と比較した重軽傷者数の増加率は8月末時点で30%を超えています。

労働災害は決して他人事ではなく、どの事業場でも起こり得るものです。

事業場の業種などにより、重点とすべき労働災害防止対策は異なるものですが、「転倒災害の防止対策」「墜落・転落災害の防止対策」「はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策」「交通災害の防止対策」などを講じていただき、職場に不安全状態や不安全行動が生じないように、必要な対策をお願いします。

# 埼玉県最低賃金の最

令和4年9月1日更新

埼玉県最低賃金	時間額 (円)	埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。	改正発効日
	987		令和4年10月1日

特定 (産業別) 最低賃金	時間額 (円)	適用除外労働者 (埼玉県最低賃金が適用されず)	改正発効日
<b>埼玉県非鉄金属製造業最低賃金</b> 非鉄金属製造業 (非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に限るものに限る。)	974 (注2※)	適用除外労働者 (埼玉県最低賃金が適用されず)	
<b>埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</b> 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業 (医療用計測器製造業 (心電計製造業を除く。) 及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に限るものに限る。)	981 (注2※)	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	令和3年12月1日
<b>埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金</b> 輸送用機械器具製造業 (産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業 (自動車・同部分品製造業を除く。)) 及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。) 又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に限るものに限る。)	990		
<b>埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金</b> 光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に限るものに限る。)	990		
<b>埼玉県自動車小売業最低賃金</b> 自動車小売業 (二輪自動車小売業 (原動機付自転車を含む) を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社 (管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に限るものに限る。)	988	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	

- (注) 1 使用者は、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないではありません。  
 2 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。  
 (※「埼玉県非鉄金属製造業最低賃金」、「埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の適用労働者は、埼玉県最低賃金が適用されずです。)  
 3 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。  
 4 実際に支払われる賃金額と最低賃金額との比較方法  
 ・ 時間給の場合は、時間給と最低賃金額を比較します。  
 ・ 月給等の場合は、所定内賃金から3手当 (精皆勤手当、通勤手当及び家族手当) を差し引いた賃金額を1時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。  
 5 障害により著しく労働能力が低い者などについて使用者が埼玉県労働局長の最低賃金減額特例許可を受けた場合は、減額した最低賃金額が適用されます。

◎ この一覧表を常時作業場の見やすい場所に掲示してください。

埼玉県労働基準監督局 署

# 業務改善助成金（特例コース）のご案内

## 対象期間延長とともに

## 「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

### 拡充のポイント

#### 1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	<b>令和5年1月31日まで</b>
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から <b>令和4年12月31日まで</b>

- 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

#### 2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により <b>利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者</b> 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から【令和3年12月まで】 見直し後：令和3年4月から【 <b>令和4年12月まで</b> 】 ※比較対象期間を2年前まで→ <b>3年前まで</b> に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 <b>事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】</b> に引き上げます。

### 対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
  - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
    - 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
    - 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
  - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること  
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

### 支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること  
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと  
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

# 特例コースの概要

## 助成額・助成率

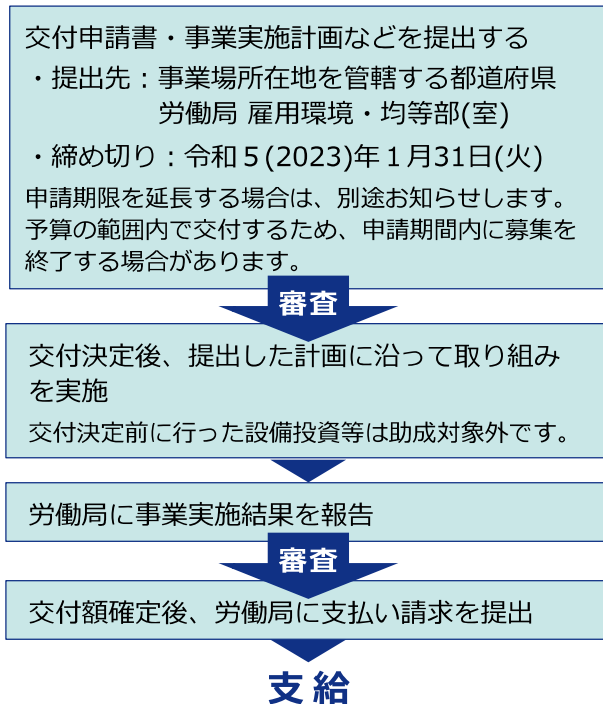
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

## 助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

## 助成金支給までの流れ



## 助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

### [参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：  
各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

### 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です